

平成二十一年政令第二百五十五号

消費者庁組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項、第六十一条第一項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 特別な職（第一条—第三条）  
第二章 内部部局（第四条—第十五条）  
附則

第一章 特別な職

（次長）消費者庁に、次長一人を置く。

（政策立案総括審議官、食品衛生・技術審議官及び審議官）

第二条 消費者庁に、政策立案総括審議官一人、食品衛生・技術審議官一人及び審議官四人を置く。

2 政策立案総括審議官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

3 食品衛生・技術審議官は、命を受けて、食品等（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項第四号の二に規定する食品等をいう。以下この項、第十一條及び第十四条第一号において同じ。）及び洗浄剤（同法第四条第一項第四号の二に規定する洗浄剤をいう。以下この項及び第十二条において同じ。）の衛生に関する規格又は基準の策定並びに立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 審議官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（公文書監理官及び参事官）  
第三条 消費者庁に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官一人を置く。

2 公文書監理官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要な事項に係るものに参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

3 参事官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

（課等の設置）  
第四条 消費者庁に、次の十課及び参事官一人を置く。

総務課

消費者政策課

消費者制度課

消費者教育推進課

地方協力課

消費者安全課

食品衛生基準審査課

取引対策課

表示対策課  
(総務課の所掌事務)  
第五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 二 機密に関すること。  
三 消費者庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他的人事並びに教養及び訓練に関すること。  
四 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。  
五 長官の官印及び印の保管に関すること。  
六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。  
七 消費者庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。  
八 消費者庁の保有する情報の公開に関すること。  
九 消費者庁の保有する個人情報の保護に関すること。（消費者政策課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。）  
十 消費者庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。（消費者政策課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。）  
十一 消費者庁の行政の考査に関すること。  
十二 消費者庁の事務能率の増進に関すること。  
十三 消費者庁の機構及び定員に関すること。  
十四 国会との連絡に関すること。  
十五 広報に関すること。  
十六 消費者庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。  
十七 消費者庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。  
十八 東日本大震災復興特別会計の経理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。  
十九 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。  
二十 庁内の管理に関すること。  
二十一 消費者庁所属の建築物の營繕に関すること。  
二十二 消費者庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。  
二十三 消費者庁の職員に貸与する宿舎に関すること。  
二十四 消費者庁の情報システムの整備及び管理に関すること。  
二十五 消費者庁の所掌事務に関する情報の分析及び統計に関すること。  
二十六 消費者庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。  
二十七 課徴金の徴収に関すること。  
二十八 消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。  
二十九 国立国会図書館支部消費者庁図書館に関すること。  
三十 前各号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。  
（消費者政策課の所掌事務）  
第六条 消費者政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 消費者庁の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。  
二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。  
三 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。  
四 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。  
五 前二号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。  
六 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第六条第一項に規定する基本方針の策定に関すること。





(施行期日)

**第一条** この政令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

**附 則**

（平成三十一年三月三〇日政令第八一号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**

（平成三一年一月二二日政令第二八号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則**

（平成三一年三月二九日政令第七九号）抄

**（施行期日）**

**1** この政令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

**附 則**（令和元年九月二七日政令第一一五号）

この政令は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

**附 則**（令和元年一〇月九日政令第一二三号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第二条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一〇月九日政令第一二五号）

この政令は、食品表示法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。ただし、第二条中消費者庁組織令附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和二年三月三〇日政令第七九号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

**附 則**（令和三年六月二五日政令第一八一号）

この政令は、令和三年七月一日から施行する。

**附 則**（令和四年一月四日政令第四号）抄

**（施行期日）**

**1** この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

**附 則**（令和四年一月四日政令第一一号）

この政令は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十一号）の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

**附 則**（令和四年二月二四日政令第五〇号）

この政令は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。

**附 則**（令和四年六月二二日政令第二二三号）

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

**附 則**（令和五年三月三〇日政令第八九号）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年六月二三日政令第二一七号）

この政令は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日政令第八五号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。